

(介護予防)認知症対応型共同生活介護重要説明書

1 美土里荘グループホーム櫟の概要

(1)事業所の概要

施設名	美土里荘グループホーム櫟
所在地	青森県上北郡七戸町字寒水 70-25
電話番号	0176-62-5221
FAX 番号	0176-62-3153
事業所番号	指定事業所番号 0272501529

(2)当施設の職員体制

職名	常勤	非常勤	合計	事業内容
管理者(兼務可)	1名以上		1名以上	介護従事者及び業務の管理
計画作成担当者 (介護支援専門員)	1名		1名	利用者のアセスメント、ケアプランの作成、モニタリング
介護職員(兼務有) 内 介護福祉士	10名以上 5名以上	(10名以上) (5名以上)	14名以上 (7名以上)	日常生活に関わる自立への援助

(3)当事業所の設備の概要

定員	18人(全室1人部屋)	居室面積	13.66㎡~15.73㎡
居間	6畳間×2	食堂	24.5㎡×2
浴室	ユニット式 4.16㎡×2		

2 当施設の特徴等

(1)運営の方針

- 基本理念 [忠恕]の心を念頭に一人ひとりのその人らしさの実現を支援します
- 処遇方針
 - ①家庭的な雰囲気を持った生活の場の提供
 - ②自立支援に向けたケア
 - ③認知症の周囲にある障害の緩和を図るケア
- サービスの質の向上の為の方策
 - ・サービス計画を作成し、サービスの実施に当たる定期的な検討(モニタリング)を実施する事でサービスの検証を図っていく

(2)サービス利用のために

事項	備考
認知症高齢者の介護経験者	認知症実践者研修受講者を配置しています
職員の研修の実施	年6回施設内研修を実施、園外研修も実施する
サービス計画の作成	サービス計画に基づき適切なサービスを提供します

(3) サービスの利用にあたっての留意事項

事 項	内 容
面 会	面会時間 午前7時～午後7時 ※感染症の発生状況等に応じ面会禁止、場所の限定等の面会の制限を取らせて頂くこともあります
外出・外泊	外出の際は必ず行先と帰宅時間を職員に申し出て下さい 外泊の際は必ず行先と外泊先の電話番号を申し出て下さい
飲酒・喫煙	飲酒は本人の希望と身体の状態を考慮した上で飲用して頂きます 喫煙は健康増進法促進の観点から建物内での喫煙はご遠慮頂いております
金銭・貴重品の管理	預貯金等は本人または身元引受人による管理が基本となります サービス利用時には必要に応じて日用品等を購入する為、必要最低限の現金をお預かりします。お預かりした現金は毎月出納帳の写しを送付する事で報告に変えさせていただきます
所持品の持ち込み	可能な限り自由
設備。器具の利用	事業所内にある設備。備品は自由に使用することが可能ですが、故意に壊したり汚したりした場合には、相当の対価をお支払い頂く場合があります

3 サービスの内容

サービス	内 容
食 事	朝食 午前7時30分～ 昼食 午前11時45分～ 夕食 午後5時45分～
入 浴	週2回の入浴は確保しています 但し、健康状態に応じて清拭となる場合もあります
介 護	介護支援専門員が立案した介護サービス計画に基づいて生活全般にわたり必要と思われる事柄について援助します
苦情相談	苦情受付担当者に、苦情や日常生活に関することなどについて相談できます
健康管理	嘱託医による2カ月に1回の回診があります
レクリエーション	レクレーションや各種行事等を年間通して実施します

4 利用料金

(1) 利用料

- ① 当事業所のサービスを利用した場合の基本料金その他の費用については別表「美土里荘グループホーム料金表」になります。
- ② 利用者移送費用
病院受診、通院、買い物等に係る費用 ※料金表有

(2) 料金の支払い方法

暦月1月分のサービス利用料を翌月の15日頃までに請求(送付)しますので、25日までに下記のどれかの方法でお支払いください。

但し、口座引落の場合は当月20日(土、日、祝の場合は翌営業日)となります。今場合、引落手数料別途1回 100円(別途消費税を加算します)が加算されます。

◆お支払方法 (1)口座自動引落 (2)銀行振込 (3)現金

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

お電話または来居の上でお申し込み頂き、契約を締結したのち開始となります
※居宅介護サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員にご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様の都合でサービスを終了する場合

- ・退居を希望する日の7日前までにお申し出ください

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します

- ・お客様が他の介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護区分が、非該当または要支援 1 と認定された場合
- ・お客様が亡くなられた場合

③ その他

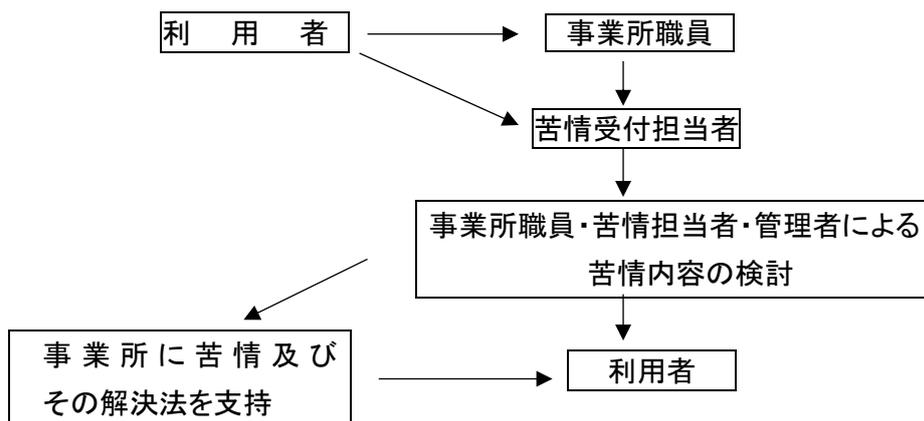
- ・お客様が、サービスの利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延した場合
- ・お客様が連続して14日以上入院または外泊をした場合、もしくは入院後14日を経過しても退院出来ない事が明らかになった場合には退居して頂く場合があります
- ・お客様の様態が重度化し、対応が困難になった場合(座位が保てない、マーゲンチューブになった等の医療行為が必要となった場合)には退居して頂く場合があります

6 サービス内容に関する苦情

(1) 当施設のお客様相談・苦情窓口

担当者 高橋史明 山本純子 電話 0176-62-5221
受付日 年中無休 受付時間 午前 9時 ~ 午後 5時

●苦情フローチャート



(2) その他

等事業所以外に、お住まいの市町村、または青森県国民健康保険団体連合会に相談苦情を伝える事が出来ます

- イ 七戸町介護高齢課 電話0176-68-3500
- ロ 青森県国民健康保険団体連合会 電話017-723-1336
- ハ 青森県運営適正化委員会 電話017-731-3039

7 緊急時の対応

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、協力医、救急隊ご家族様、介護支援専門員等へ連絡を致します ※病状によっては医療機関が変わる事もあります

協力医療機関	連絡先	公立七戸病院	電話	0176-62-2105
		青森県七戸町字影津内98-1		

8 介護事故発生時の対応及び防止対策

サービスの提供中に事故が発生した場合には、入居者様に対し応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに入居者様がお住まいの七戸町、ご家族様、居宅介護支援事業所に速やかに連絡します。介護事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。(介護事故発生防止対策委員会:法人)

また、入居者様に対して当事業所の介護サービスによる事故が発生した場合は、速やかに損害賠償致します。なお、当事業所は(株)損保ジャパンと損害賠償保険契約を締結しております。

9 高齢者虐待・身体拘束

高齢者虐待防止及び身体拘束に関する委員会を設置(法人)し虐待行為、身体拘束を行わない体制作りを努めていきます

10 非常災害対策

当事業所では自然災害発生時でも介護サービスが提供できるよう事業継続計画(BCP)を策定しています。また事業継続計画は(BCP)は定期的に見直しを行い、必要に応じて訓練・研修を実施していきます

防火時の対応	非常通報装置(ホットライン)と電話連絡により地域防災協力隊と全職員に連絡
防災設備	非常通報装置、消火器、スプリンクラー、自家発電機
防災訓練	年3回程度(自然災害発生時対応BCPの訓練を兼ねる)
防災責任者	高橋史明 法人防火管理者 盛田一栄:青木 亮

11 個人情報の保護について

- (1) 該事業所の従事者は、正当な理由なくその業務上知り得た入居者様、ご家族様の個人情報を第3者には漏らしません。
- (2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た入居者様、ご家族様の個人情報を第3者には漏らしません。

(3) 事業所では、入居者様の医療上緊急の必要がある場合、又はサービス担当者会議等で必要な場合に限り、あらかじめ文書による同意を得たうえで、必要な範囲内で入居者様及びご家族様の個人情報を用いる場合もありますので、その際はご了承願います。

令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

〒039-2504

事業所在地 青森県上北郡七戸町字寒水70-25

名 称 美土里荘グループホーム櫛

説明者氏名 _____ (印)

私は、本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明を受けサービスの提供開始に同意します。

利用者

〒 _____

住所 _____

氏名 _____ (印)

身元引受人

〒 _____

住所 _____

氏名 _____ (印)

利用者との続柄 _____